#### 1 目的

本業務は、搬送設備の性能を維持し、常に安全かつ良好な運転状態を保持するため、次のとおり行うものとする。

## 2 業務内容

- (1) 保守点検項目等は、別紙のとおり行うものとする。
- (2) 搬送設備を通常使用する場合に、当然生ずる摩耗・損傷する消耗部品類(ランプ、スイッチ類)及び油脂類は、適正なものを使用し、取替等に要する費用は受注者の負担とする。
- (3) 故障その他の連絡を受けたときは、24時間対応とし、2時間以内に速やかに従業員を派遣し、原状回復に努めること。

### 3 報告

- (1) 委託業務実施計画書は年間計画書とし、契約締結後速やかに提出し、発注者の承認を受けなければならない。
- (2) 委託業務実施報告書は、翌月10日までに提出し、発注者の確認を受けるものとする。ただし、3月分については、3月31日までに提出するものとする。

# 4 経費の負担等

委託業務を行うために必要な経費のうち、電気料及び水道料は発注者の負担とする。

#### 5 その他

受注者は、広島市立舟入市民病院が公共の施設であり、かつ、医療施設であることに注意し、次のことに留意すること。

- (1) 広島市立病院機構の諸規定を遵守すること。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (3) 業務上の不可抗力と認められない機器の滅失、又は、き損については、賠償すること。
- (4) 受注者の配置した者の責めに帰すべき理由により、第三者又は第三者の所有にかかる物件に損害を及ぼしたときは、賠償すること。
- 6 この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者及び受注者において 協議し定めるものとする。